

四国放送の国民の保護に関する業務計画

平成19年3月16日

四国放送株式会社 国民保護業務計画

(国民保護法36条に基づく計画)

1. 計画策定の目的

この計画は、徳島県国民保護計画に基づき作成したものである。また、国民の保護に関する基本指針も踏まえ、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために作成した。

合わせて緊急処理事態における緊急対処保護措置についても定める。

2. 基本的考え方

四国放送株式会社は指定地方公共機関として、この計画に則り有事の際に以下の放送を速やかに行う。以下の三点の放送は報道機関としての自主・自立性を貫きながら市民の生命・財産を守る立場から行うものである。

第五十・五十一条 武力攻撃事態等対策本部長（有事において首相が就任）が発令する「警報」と「その解除」

第五十七条 知事が対策本部長の指示に基づいて発する「避難の指示」と「その解除」

第百一条 知事が住民のために発する「緊急通報」

3. 国民保護措置の内容及び実施方法

(1) 警報及びその解除（以下、警報等）・避難の指示とその解除（以下、避難の指示等）・緊急通報の放送

政府から通知を受けた警報等の内容、知事から通知を受けた緊急通報の内容は、これを速やかに放送する。知事から通知のあった避難の指示等の内容は、正確・簡潔・かつ速やかに放送する。

(2) 自社施設等への被災への対応

警報等・避難の指示等・緊急通報の放送を実施するための放送設備や放送に要する人員が被災した場合、その被災状況（人的及び物的被害の状況、放送不能となったエリア、復旧の見通し等）の把握に努める。

放送設備が被災した場合には、応急の復旧を行い、放送を維持・回復できるように努める。また、応急のための要因及び機材が不足する場合には、必要に応じて県に対して支援を求めることも検討する。

(3) 安否情報収集への協力

取材などで収集した安否情報について、地方自治体から提供の要請があった場合、報道機関としての自律性を失わない範囲で提供の是非を判断する。

(4) 被災施設の復旧について

放送設備が被災した場合は、武力攻撃等が終結した後に本格的な復旧を図る。

4. 国民保護措置の実施体制

(1) 警報等、避難の指示等、緊急通報の連絡体制

四国放送は、警報等の連絡を受けるため、窓口としてニュースの責任者を決め、徳島県知事に通知する。ニュースの責任者は徳島県からの避難の指示等、緊急通報を受けるための窓口を兼ねる。

ニュースの責任者は、自らが武力攻撃のおそれがあると判断した時点から、次の態勢を整えるよう努める。

①徳島県からの警報等・避難の指示等・緊急通報の連絡を常時受けられる態勢。

②速報スーパーの挿入ならびに緊急特別番組の開始のために、編成責任者との間で常時連絡が取れる態勢。

さらに、政府が武力攻撃事態または武力攻撃予測事態と認定した場合には、非常災害マニュアルに定める緊急連絡経路に基づき社員の非常参集を行い、情報収集や連絡体制確立等必要な態勢を構築することに努め、国民の保護の為の措置を実施するものとする。なお、緊急連絡経路は、常に最新情報に更新するよう努める。

(2) 職員の配置及びサービスの基準

ニュースの責任者が武力攻撃のおそれがあると判断した時点から、放送に必要な要員の確保を開始し、武力攻撃事態、武力攻撃予備事態となった場合には、事態の推移に応じて臨機応変に必要な人員の増員・配置に努める。

警報等・避難の指示等・緊急通報の放送に携わる要員については、交代要員が到着するまでの間は職務を続行し速報が常時実施できるように努めることとする。

また、放送設備の復旧などに従事する社員をはじめ、放送の維持と社員の安全確保に最大限配慮する。

5. 実施に当たっての関係機関との連携

徳島県との連絡リストを共有し、警報等・避難の指示等・緊急通報の連絡が確実に受けられるよう連携に努める。

6. 緊急対処保護措置の実施について

緊急対処事態においては、武力攻撃事態等における対応に準じて、警報等・避難の指示等・緊急通報を速やかに放送する。

7. その他

(1) 訓練の実施

武力攻撃事態等における警報等・避難の指示等・緊急通報の放送を確保するため、国民保護基本指針の事態想定などを踏まえて、関係部署による自主的な訓練を適宜実施するよう努める。

(2) 国民保護措置に備えた施設・設備の整備

武力攻撃事態等において、警報等・非難の指示等・緊急通報が速やかに放送できるようにするため、徳島県との間の通信設備、放送設備などの点検を適宜実施する。また、通信設備・放送設備が万一被災した場合に備え、可能な限り通信系統の二重化を図るとともに、復旧のための資材を備蓄する。

(3) 本計画の作成・変更について

本計画を作成・変更するにあたっては、あらかじめ社員ならびに関連会社社員など、国民保護措置にかかわる業務に従事する可能性のある関係者に対して案を提示し、その意見を求めることとする。

以上